

本宿中学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月24日 策定
令和6年3月25日 改訂

「いじめ防止対策推進法」の施行に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「横浜市いじめ防止基本方針」の下、「本宿中学校いじめ防止基本方針」を策定した。「いじめ根絶」に向けて、更に校内体制を整備し、生徒・教職員・保護者・地域が一丸となって、「いじめ防止対策」を推進する。

1 いじめ防止に向けた本宿中学校の考え方

【いじめの定義】

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【いじめを防止するための基本的な方向性】

本宿中学校「いじめ根絶」生徒アピール (H25/12/7、全校人権学習会にて、全校生徒の力で制定)

- 1 相手がどう思うか考えて行動しよう。
- 2 雰囲気流されないようにしよう。
- 3 言葉が持つ力で心の笑顔を咲かせよう。

本校は、全校生徒を中心に学校全体で策定した上記「本宿中学校いじめ根絶生徒アピール」を基軸とし、生徒の規範意識の向上を柱に、全校を挙げて、いじめ防止に取り組む。

- いじめは、本宿中学校のどの集団、どの生徒にも起こりうる可能性がある最も身近で深刻な重大な人権侵害であり、いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- 教育相談活動やアンケート調査等を活用し、一人ひとりの生徒理解を深め、いじめを「早期発見」し、いじめ防止対策委員会を軸に全教職員が組織的に、迅速な対応を徹底し「早期解決」を図る。
- 教職員・保護者は、いじめ被害生徒の心に寄り添い、かつ徹底して守り抜く姿勢で、いじめ解決を図る。
- 学校は、いじめ発見にさいしては、いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する。重篤ないじめについて、「児童生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連携に係る協定書」に基づく警察との連携等、他機関と連携し、その解決にあたる。
- 生徒会活動・部活動等での生徒自身の主体的ないじめ防止活動を推進し、特に人権教育の視点から、「いじめ防止」さらには「いじめ根絶」に向けて真剣に取り組む。

2 いじめ防止組織の設置と組織的な取組

【本宿中学校いじめ防止対策委員会】

構成メンバー 校長 副校長 教務主任 各学年主任 生徒指導専任 養護教諭

※必要に応じ、心理や福祉（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）等、外部の専門職の参加を求める。

役割 :いじめ事案に対し、全校の中核となり、組織的な取組の推進機関となる。

- ・いじめに関する情報収集や記録。対応に対する役割分担の中核となる。
- ・常設し、月1回以上、定期的開催する。また、いじめの疑いがあるときには、その段階で直ちに開催する。
- ・重大事態発生時に、調査の中核となる。
- ・いじめ防止に向けた教職員研修の推進母体となる。
- ・本宿中学校「いじめ防止/根絶の取組」年間計画の策定と推進。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・委員会は、定例会として、年間4回開催し、「いじめ防止/根絶の取組」をPDCAサイクルにより検証する。

年間計画 委員会を中核にして、PDCAサイクルで、適宜、見直し、実践する。

月	4	5	6	7	8・9	10	11	12	1	2	3	
活動	○ 生徒理解研修 ○ 教育相談アンケート、教育相談① ○ 地域訪問による情報収集	○ いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式） ○ 体育的行事における状況把握	○ 学校家庭地域連携事業実行委員会総会 ○ 小中ブロック 子ども会議	○ 校外行事による状況把握 ○ 面談による状況把握	○ 生活に関するアンケート① ○ Y P アセスメント①	○ 教育相談アンケート、教育相談② ○ 横浜子ども会議 区交流会	○ 文化的行事における状況把握	○ 三年生面談による状況把握 ○ Y P アセスメント②	○ 人権全校生徒学習集会（人権週間） ○ いじめ解決一斉キャンペーンの実施（無記名式）	○ 一・二年生面談による状況把握 ○ 教育相談アンケート、教育相談③	○ いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）	○ 卒業期における状況把握
											○ 年度末振り返り、次年度に向けて	

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

※ 重点的な取組を掲載

① 【いじめの未然防止】

- ・ 人権教育並びに道徳教育全体計画に位置づけ、いじめ実態についての学級討議の実施、全校人権学習集会の開催、学級アピール文・全校アピール文の制定など、年間を通じ、道徳の時間を中心に「いじめ根絶」の授業を展開する。
- ・ 生徒会、部活動、学級活動等の中で、学校生活向上呼びかけ活動等、「いじめ防止」に向けた生徒の主体的活動を推進する。
- ・ 教科における「言語活動」を充実し、コミュニケーションや感性、情緒の基盤となる生徒の言語能力を育成し、豊かな心を育む。

② 【いじめの早期発見・事案対処】

- ・ 長期休業前後及び人権週間に合わせて、教育相談活動、質問紙調査による「生活に関するアンケート」を実施し、いじめ実態把握に努める。
- ・ 人権週間に合わせ生徒の主体的な「いじめ根絶活動」を実施し、いじめ実態についての学級討議を実施する等、いじめを訴えやすい環境を構築する。
- ・ 授業中、休み時間、放課後等、生徒の側に、常に教職員が居るよう心がけ、生徒との信頼関係の構築に努める。

③ 【いじめに対する措置】

- ・ いじめ行為は、特定の職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として、学校組織として速やかに対応し、被害生徒を守り通す。
- ・ 加害生徒に対しては、教育的配慮の下、保護者と緊密に連携し、毅然とした態度で指導する。
- ・ 関係機関、専門機関と緊密に連携し、いじめの解決を図る。またいじめが、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる場合等は、直ちに警察に通報し、被害生徒を守る。

④ 【教職員研修の充実】

- ・ いじめ防止を目指した教職員研修を、年間を通じて、複数回、実施する。(生徒理解力向上、いじめ防止、授業力向上 等)

⑤ 【本宿中懇話会の活用】

- ・ 本宿中学校懇話会において、いじめ問題等、本校が抱える課題を共有し、地域と共に生徒の健全育成に取り組む。

4 いじめに対する措置

- ① いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ② 被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援
- ③ 保護者の協力、警察署等関係機関との連携

5 いじめの解消

《いじめの解消の要件》 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

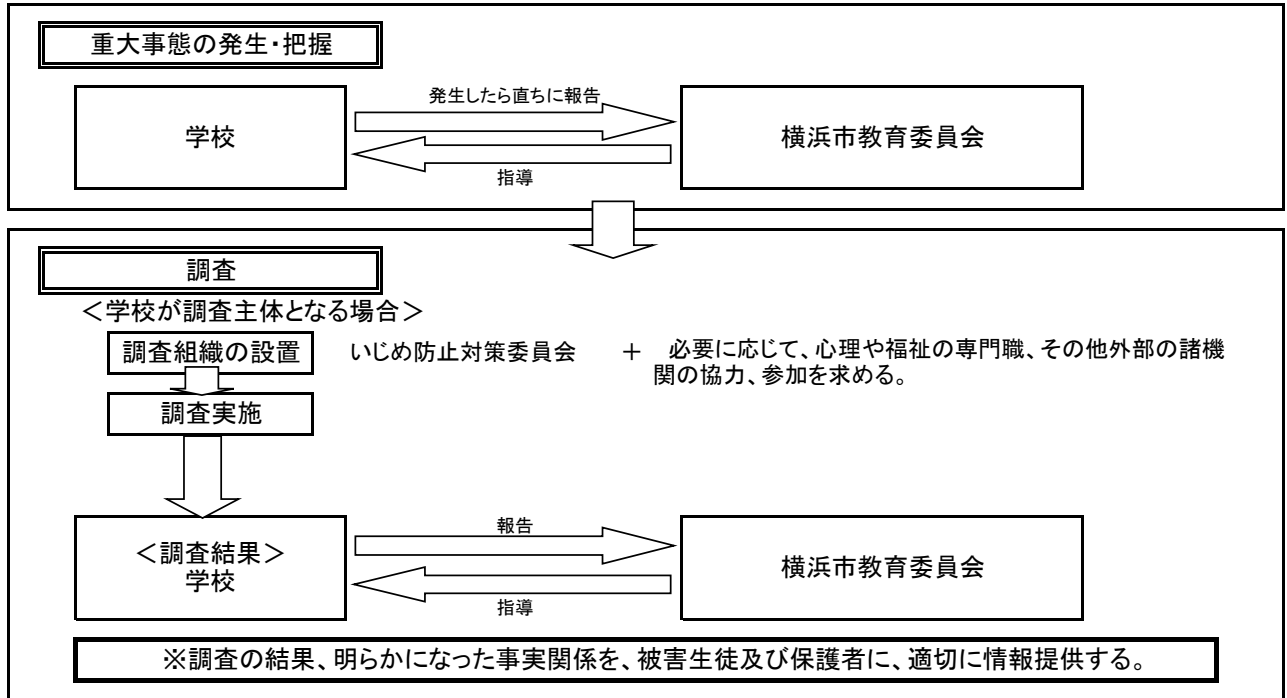
いじめに係る行為が止んでいる状態から、3か月を目安に該当生徒が心身の苦痛を感じていないかどうか本人・保護者に面談等により確認します。

6

重大事態への対処

いじめ防止対策推進法28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

学校は、重大事態が発生した場合(疑い含む)は、直ちに教育委員会に報告する。



7

いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を踏まえて見直しを検討し、措置を講じる。

8

その他

- ・ 必要があると認められるときには、本宿中学校いじめ防止基本方針を検証し、改訂する。